

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 7 年 9 月 3 日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 宅配便配達業務
- (2) 履行期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで
(地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約)
- (3) 履行場所 大分県庁舎本館 1 階 総務部県政情報課文書室ほか
- (4) 仕 様 書 別添「宅配便配達業務仕様書」のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。
- (3) この公告の日から下記 6 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 下記 4 の (1) の提出期限までに下記 (5) 及び (7) に掲げる書面等を添えて、紙入札（見積）参加届出書を提出し、入札（見積）参加の承認を受けた者であること。
- (5) 全都道府県に、宅配便事業を行う支社・支店・営業所等（宅配便事業を行う子会社、人又はその法人の子会社、関連会社）であって宅配便事業を行う者を有する者であること（支社等の一覧表を提出すること。全都道府県に支社等を置くことが確認できれば足り、末端の支店等全てを記載することを要しない。）。
- (6) 大分市内に本社又は支社等を置いていること。
- (7) 国土交通大臣から貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）に規定する「第二種貨物利用運送事業」の許可を受けていること（許可を受けていることを証する書面の写しを提出すること。）。
- (8) インターネットによる配達状況照会に対応できること。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページに令和 7 年 9 月 1 7 日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 2 (5) 及び (7) で示す書類の提出について

- (1) 提出期限
令和 7 年 9 月 1 0 日 (水) 1 7 時 1 5 分まで (必着)
- (2) 提出場所
下記 13 に掲げる契約に関する事務を担当する部局
- (3) 提出方法
持参、郵送、電子メール又は F A X のいずれかの方法により提出すること。

5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 競争入札及び開札の場所、日時等

- (1) 競争入札及び開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。
- (2) 場 所 大分県庁舎本館 4 階 4 2 会議室
- (3) 日 時 令和 7 年 9 月 1 8 日 (木) 1 0 時 1 5 分
- (4) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行う。

7 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則 (昭和 39 年大分県規則第 22 号) 第 2 0 条第 3 項第 2 号の規定により免除とする。

8 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がないもの (¥マーク未記入や金額に空欄がある場合を含む。) 又は不明瞭なもの。
- (2) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (3) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
- (4) 入札書及び委任状が鉛筆書きでなされたもの
- (5) 入札書及び委任状が修正液、修正テープ等により修正されたものや砂消しゴムなどにより紙の表面を削り取って修正されたもの
- (6) その他、入札に関する条件に違反したもの

9 最低制限価格に関する事項

設定しない。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、各配達エリアごとの各サイズの単価全てがそれぞれの予定価格の範囲内であり、その各区分の予定数量に当該単価を掛け合わせて算出した金額を合計した総額が最低の金額であった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることで落札者を決定するものとする。
- (3) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により随意契約を行うものとする。

11 契約保証金に関する事項

落札者は、契約担当者が指定する日時 (落札決定の日から 7 日以内) までに、入札書に記載された落札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年間の間に国 (独立行政法人及び国立大学法人を含む。) 又は地方公共団体 (地方独立行政法人

を含む。)とこの契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 特約事項

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

13 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部県政情報課文書班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2266 FAX 097-506-1713

14 その他

その他の詳細は、入札説明書による。